



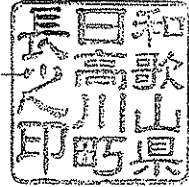
日高川町 告示第 126 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、
本町内の字キレン道、湯ヲ瀬、荒堀の区域を次のとおり変更する。
この字キレン道、湯ヲ瀬、荒堀の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律
第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日か
らその効力を生ずる。

平成18年 9月 5日

日高川町長

笹 朝



大字中津川字キレン道に編入する区域

大字	字	地番
中津川	湯ヲ瀬	748番1、749番及び751番の全部 748番2、750番、752番、 及び752番1、の一部
	荒堀	788番1、789番1、794番1 794番2、及び1458番4の全部
上記の区域に隣接介在する里道敷、水路敷である日高川町が管理する 土地の一部		

地番については、平成18年1月25日現在の地番である。